

山陽小野田市国際交流協会外国人ホームステイ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際相互理解及び国際親善を目的として実施する外国人ホームステイ（以下「ホームステイ」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者等)

第2条 補助金交付対象者、ホームステイ受入日数及び補助金の額は、次表のとおりとする。

補助金交付対象者	ホームステイ受入日数	補助金の額
山陽小野田市国際交流協会（以下「協会」という。）が企画したホームステイを受け入れた者	10日未満	10,000円
	10日以上 (ただし上限を120日とする)	1,000円に受入日数を乗じて得た額
ホームステイを企画し、その受入家庭に助成を行った山陽小野田市に所在する団体で、協会が認めたもの	10日未満	5,000円
	10日以上 (ただし上限を120日とする)	500円に受入日数を乗じて得た額

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、ホームステイを開始する日の10日前までに会長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請を同一年度に2名（以前に補助金の交付を受けたことのある外国人ホームステイ対象者については除く。）まで申請することができる。ただし、協会が企画したホームステイについては、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第4条 会長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査の上、適当と認めたものについては予算の範囲において補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(申請内容の変更手続等)

第6条 申請者は、補助金の申請内容を変更するときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式第3号)により会長の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、審査の上、適当と認めたものについて変更の承認を行い、変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績の報告)

第7条 申請者は、ホームステイを完了したときは、その日から10日以内に実績報告書(様式第5号)により報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条の報告を受けた場合において、その内容が補助金の交付の決定に内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払の請求)

第9条 申請者は、補助金の支払を請求しようとするときは、補助金請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求があったときは、すみやかに、補助金を申請者に支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(外国人ホームステイ行動及び生活費助成交付要綱の廃止)

外国人ホームステイ行動及び生活費助成交付要綱(平成4年5月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（3条関係）

年 月 日

山陽小野田市国際交流協会
会長 あて

所在地（住所）

名 称（氏名）

代表者

⑩

電話番号

外国人ホームステイ補助金交付申請書

下記のとおり外国人ホームステイ補助金の交付を受けたいので、山陽小野田市国際交流協会外国人ホームステイ補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 ホームステイをする者の氏名
- 2 受入日数 日間（ 月 日～ 月 日）
- 3 交付申請額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) ホームステイ期間の行動予定を記した書類
 - (2) ホームステイに係る必要経費を記した書類
 - (3) 申請者が団体の場合は、上記のほかに団体の規約及び事業内容を記した書類

様式第2号（4条関係）

年 月 日

様

山陽小野田市国際交流協会
会長

外国人ホームステイ補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山陽小野田市国際交流協会外国人ホームステイ補助金については、下記のとおり決定したので、山陽小野田市外国人ホームステイ補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

- 1 ホームステイをする者の氏名
- 2 受入日数 日間（ 月 日～ 月 日）
- 3 交付決定額 金 円

様式第3号（6条関係）

年 月 日

山陽小野田市国際交流協会
会長 様

所在地（住所）

名 称（氏名）

代表者

⑩

電話番号

外国人ホームステイ補助金変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった山陽小野田市外国人ホームステイ補助金について、下記のとおり変更したいので、承認くださるよう山陽小野田市外国人ホームステイ補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

（変更前）

（変更後）

様式第4号（6条関係）

年 月 日

様

山陽小野田市国際交流協会
会長

外国人ホームステイ補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった山陽小野田市国際交流協会外国人ホームステイ補助金の変更については、下記のとおり承認したので、山陽小野田市外国人ホームステイ補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

(変更前)

(変更後)

様式第5号（7条関係）

年 月 日

山陽小野田市国際交流協会
会長 様

所在地（住所）

名 称（氏名）

代表者

⑩

電話番号

外国人ホームステイ補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった山陽小野田市外国人ホームステイ補助金について、下記のとおりホームステイを完了したので、山陽小野田市外国人ホームステイ補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

- 1 ホームステイをした者の氏名
- 2 受 入 日 数 日間（ 月 日～ 月 日）
- 3 交付決定額 金 円
- 4 添 付 書 類
 - (1) ホームステイ期間の行動実績を記した書類
 - (2) ホームステイに要した費用を記した書類

様式第6号（9条関係）

年 月 日

山陽小野田市国際交流協会

会長 様

所在地（住所）

名 称（氏名）

代表者

⑩

電話番号

山陽小野田市国際交流協会外国人ホームステイ補助金請求書

山陽小野田市国際交流協会外国人ホームステイ補助金として、山陽小野田市外国人ホームステイ補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 ホームステイをした者の氏名
- 2 請求補助金額 金 円